

子育て世帯 移住・就業支援金

この補助金は、国の移住・就業支援金(当市での取扱は「上越市移住・就業支援金」)に準じて、新潟県が独自に設けた補助金制度に基づき創設しました。

国の補助金制度が東京23区(居住ないし通勤)を要件とするのに対し、子育て世帯であることを条件に対象範囲を1都3県(居住のみ)に拡大しています。

★支給額

一世帯につき**50万円**

※「上越市移住・就業支援金」の対象者(一定期間東京23区に在住又は通勤している方など)は利用できません。

★主な要件

・東京圏からの移住

※東京圏:東京都(原則23区除く)、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、法に定める条件不利地域を除く地域

・上越市に住所を有し、**5年以上**継続して居住すること

・**子育て世帯**に該当すること

※申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること等

・就業・起業等の要件を満たすこと



詳しくは裏面へ ➡



春日山城

上越



東京圏

令和8年度!



◆支援金の対象者

次の1のすべての要件を満たし、2のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

1 補助対象者 ... 次の①～⑥すべての要件を満たすこと

- ① 住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏(※)に在住していること
※ 東京圏 … 東京都(原則23区除く)、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、法に定める条件不利地域を除く地域
- ② 住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していること
- ③ 申請時において上越市へ転入してから、1年以内であること
- ④ 申請日から5年以上継続して上越市内に居住する意思があること
(申請後5年以内に上越市から転出した場合は、支援金を返還していただきます。)
- ⑤ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員が移住元及び申請時において、住民票の上で同一世帯に属していること
- ⑥ 申請者及び18歳未満の者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること

2 就業・起業の要件 ... 次の①～④のいずれかの要件に該当すること

- ① 新潟県が運営する就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」(<https://www.niigata-kigyo-navi.jp>)に移住支援金の対象として求人情報を掲載する法人等に新規就業している
- ② 新潟県起業支援事業に係る起業支援金(地域課題解決枠)の交付決定を受けている
- ③ 自己の意思により上越市に移住し、引き続き業務を週20時間以上テレワークで実施する
- ④ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用し、勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人等に在職している
- ⑤ 関係人口に関する、次の要件に該当すること
次のアもしくはイに該当し、かつ、ウとエに該当する人、又はオに該当する人
ア 転入日から過去1年間のうちで、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、オンラインを含む対面での移住相談を行った人
イ 転入日から過去1年間のうちで、次のいずれかの市の事業に参加した人
移住体験ツアー、おためし農業体験、ITサテライトオフィス見学ツアー、IT企業合同会社説明会
ウ 農林水産業、情報通信業、家業のいずれかに従事した人
エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用(公務員は非該当)されている又は個人で事業を起業した人
オ 過去上越に在住していたことがあり、家業に従事した人
※「家業」…就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等

※交付決定後に、居住や就業の状況を文書等にて確認させていただく場合があります。

※本紙記載のほかにも詳細な要件があるため、申請に当たっては、必ず下記「子育て世帯移住・就業支援金に関すること」の
お問い合わせ先までご連絡ください。

※要件は、予告なく変更となる場合があります。

※本事業は、新潟県の制度に基づき実施しているため、令和9年度以降の実施については、未定です。

※「上越市移住・就業支援金」の対象者は活用できません。

※令和8年度の申請期限は、令和9年1月29日(金)です。ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号(木田第2庁舎2階)

ホームページ: <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/kosodatesetai-izyuushienkin>

●子育て世帯移住・就業支援金に関すること

産業部 産業政策課 労働係 ☎025-520-5730

●移住全般に関すること

総合政策部 多文化共生課 移住促進係 ☎025-520-5674



上越市移住・定住
ホームページ